

## 陳情第10号

流山市職員（一般職員、会計年度任用職員、特別職）の給与及び費用弁済に関する条例の改正を求める陳情書

### （要旨）

国及び千葉県が再三に渡る、「助言」「指導」「勧告」に対し解答と判断され、毎年地方交付金の内、「特別交付金額」が数千万円単位で減額されている。国及び千葉県からは、国と支給率「地域手当率」が違う理由を客観的な資料等で説明が出来なければ、特別交付税の算定上、減額項目になる事も踏まえ、是正するように助言されているにもかかわらず、国が納得する説明が出来ない為平成28年度より実際に減額されている。

令和2年度4月から新しく導入された「会計年度任用職員」についても補正予算が増額になる。

流山市では、地域手当の率を議会提出して可決されているにもかかわらず、現に国と千葉県では認められていない。それは、国との整合性がないばかりかその根拠すらもないからに他ならない。

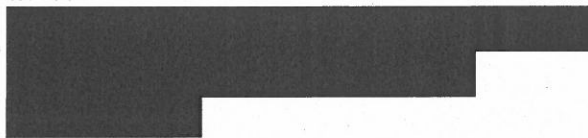
国は地域手当の指定基準も明確に示しているし、全国の地域手当一覧も示し、それに沿った上でペナルティとして「特別交付税」の実質減額に踏み切っている。

### （項目）

- 1 議案の提出、流山市職員（一般職員、会計年度任用職員、特別職）の給与及び費用弁済に関する条例の改正。
- 2 現行の「地域手当」の率（7.3%）を国基準の6%へ差し戻す。  
以上のとおり陳情として希求いたします。

令和2年11月16日

陳情者



流山市議会議長 青野 直 様